

令和 2 年度 第 1 回 理事会 議事録

理事会の決議があったものとみなされた日 令和 2 年 5 月 1 8 日

理事会の決議があったものとみなされた事項の提案をした理事 専務理事 加藤寛章
議事録の作成に係る職務を行った理事 専務理事 加藤寛章

議案 1 業務執行理事の選定について

議長は、業務執行理事の選定を別冊レジュメ（2 ページ）の通り認めたい旨を理事全員に諮ったところ、全員一致をもって異議なく可決した。

議案 2 大分県スポーツ少年団副本部長について

議長は、大分県スポーツ少年団副本部長を別冊レジュメ（2 ページ）の通り認めたい旨を理事全員に諮ったところ、全員一致をもって異議なく可決した。

議案 3 「経理規程」並びに「役員等及び職員倫理規程」の一部変更について

議長は、「経理規程」並びに「役員等及び職員倫理規程」の一部変更を別冊レジュメ（2 ページ）の通り認めたい旨を理事全員に諮ったところ、全員一致をもって異議なく可決した。

議案 4 令和元年度事業報告について

議長は、令和元年度事業報告を別冊レジュメ（3 ページから 1 3 ページ）の通り認めたい旨を理事全員に諮ったところ、全員一致をもって異議なく可決した。

議案 5 令和元年度収支決算について

議長は、令和元年度収支決算を別冊レジュメ（1 4 ページから 2 8 ページ）の通り認めたい旨を理事全員に諮ったところ、全員一致をもって異議なく可決した。

令和 2 年 5 月 1 3 日、理事（加藤寛章）が理事の全員に対して上記理事会の決議の目的である事項について提案し、当該提案につき、理事の全員から書面により同意の意思表示を得たので、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 197 条で準用する第 96 条及び定款第 36 条第 3 項並びに理事会規程第 7 条に基づき、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなされた。

上記のとおり、理事会の決議の省略を行ったので、理事会の決議があったものとみなされた事項を明確にするため、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 197 条で準用する第 96 条及び同法施行規則第 62 条で準用する第 15 条第 4 項第 1 号に基づき本議事録を作成し、議事録作成理事が次に記名押印する。

令和 2 年 5 月 1 8 日

公益財団法人大分県スポーツ協会

議事録作成理事 加 藤 寛 章